

上告状兼上告受理申立書

収入 (2万6000円)
印紙

平成25年8月6日

最高裁判所 御中

原 告 宮 部 龍 彦

〒252-0021 神奈川県座間市緑ヶ丘6丁目1-23 102号

レーベンハイム緑ヶ丘エアーズ(送達場所)

(電話 080-1442-9144)

(FAX 046-252-6301)

原 告 宮 部 龍 彦

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国

上記代表者法務大臣 谷 垣 禎 一

処 分 行 政 庁 大 阪 法 務 局 長

河 合 裕 行

公文書部分公開処分取消等請求事件

訴訟物の価格 160万円

ちょう用印紙額 2万6000円

予納郵便切手 5600円

上記当事者間の東京高等裁判所平成25年(行コ)第89号 保有個人情報開示処分取消等請求控訴事件につき、平成25年7月31日下記判決の言渡しを受け、控訴人は、平成25年8月2日判決正本の送達を受けたが、同判決は不服であるから、上告提起及び上告受理の申立てをする。

第1 原判決の表示

1 第1審被告の控訴に基づき、原判決主文1項ないし4項を次のとおり変更す

る。

- (1) 大阪法務局長が平成23年3月18日付けで第1審原告に対してした保有個人情報一部開示決定のうち、別紙「対象文書目録」の「1 取消部分」記載の各部分を不開示とした部分を取り消す。
- (2) 大阪法務局長は、第1審原告に対し、別紙「対象文書目録」の「1 取消部分」記載の各部分の開示決定をせよ。
- (3) 本件各訴えのうち、大阪法務局長が第1審原告に対して別紙「対象文書目録」の「2 適法部分」記載の各部分の開示決定をすることの義務付けを求める部分を却下する。
- (4) 第1審原告のその余の請求を棄却する。

2 第1審原告の本件控訴を棄却する。

3 訴訟費用は、第1, 2審とも、これを5分し、その2を第1審原告の負担とし、その余を第1審被告の負担とする。

第2 上告の趣旨

原判決のうち上告人敗訴部分を破棄し、さらに、相当なる裁判を求める。

第3 上告受理申立ての趣旨

1 本件上告を受理する。

2 原判決のうち上告受理申立人敗訴部分破棄し、さらに、相当なる裁判を求める。

第4 上告及び上告受理申立ての理由

追って、上告理由書及び上告受理申立理由書を提出する。

付 属 書 類

1 上告状兼上告受理申立書副本 1通